

十一

利率の経過
の過利子
払込み

年一・三パーセント
年金資金運用基金理事長は、
年一・三パーセントの利率に
達し、加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に
する。期日に払い込むものと
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{63}{365}$$

十三

初期利子

平成十七年六月二十日を支払
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成二十六年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成十七年二月二十一日

十五
十六
十七
十八

償還金
償還金
元利支
払場所
払込期日